

# BM情報ランド - WEB 会員登録規約

BM情報ランド推進協議会  
平成 15 年 07 月 10 日制定  
平成 18 年 03 月 24 日改定

BM情報ランド推進協議会（以下、推進協議会という）は、推進協議会が運営する「BM情報ランド」におけるWEB(ウェブ)会員の登録について、以下のとおり本規約を定めます。

## 第1条（用語の定義）

本規約においては、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)「BM情報ランド」とは、BM（ビルマネジメントおよびビルメンテナンス）分野の技術情報サイトをいいます。
- (2)「BM情報ランド推進協議会」とは、BM情報ランドの運営母体である組織をいいます（以下、推進協議会という）。このBM情報ランド推進協議会は、別に定める「維持会員」および「賛助会員」により構成され、事務局は（社）全国ビルメンテナンス協会内におきます。
- (3)「WEB 会員」とは、BM情報ランドにおいてWEB 会員としての登録を行い、BM情報ランドにおけるWEB 会員サービスを受けるもの（企業、組織、団体、個人）をいいます。
- (4)「メールマガジン」とは、サーバーメンテナンス等の連絡事項やBMに関する最新ニュース等の情報を購読希望者に配信する不定期の電子メールをいいます。
- (5)「WEB 会員サービス」とは、推進協議会が本規約に基づきWEB 会員に提供するサービスをいいます。

## 第2条（規約の範囲および変更）

1. 本規約は、WEB 会員サービスの利用に関し、推進協議会およびWEB 会員に適用します。
2. WEB 会員はBM情報ランドを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとします。
3. 本規約には、推進協議会がBM情報ランド上における掲示またはその他の方法により規定する個別規定、および推進協議会が随時WEB 会員に対して通知する追加規定を含むものとします。本規約と個別規定および追加規定が異なる場合には、個別規定および追加規定が優先するものとします。
4. 推進協議会は、WEB 会員の承諾なく本規約を変更できるものとし、当該変更は、本規約で別途定める場合を除き、推進協議会からWEB 会員に通知した時点で有効となるものとします。

## 第3条（登録申請）

1. WEB 会員として登録を希望する者は、以下に定める手続その他、推進協議会が定める方法に従って、WEB 会員への登録を申請します。
  - (1)本規約を熟読し、その内容を理解し、その内容に拘束されることを承諾したうえで、推進協議会が別途指定するオンライン登録の方法により、WEB 会員の登録申込を行います

(2)名称、所在地、電話番号、電子メールアドレスその他 WEB 会員登録のために必要な情報をすべて推進協議会に届出ます

2. WEB 会員の登録手続は、前項の申請に対する推進協議会の承諾をもって完了するものとします。ただし、推進協議会は WEB 会員への登録希望者が申請した内容を審査し、WEB 会員への登録希望者が以下に定める事由の何れかに該当することが判明した場合、WEB 会員への登録を認めないことがあります。

(1)WEB 会員への登録希望者が実在しない場合

(2)WEB 会員への登録希望者が本規約違反等により、WEB 会員登録資格の停止処分中である場合、または、過去に本規約違反等で WEB 会員登録資格の抹消が行われている場合

(3)登録申請の際に推進協議会に届け出た事項に虚偽、誤記または記入もれがあった場合

(4)WEB 会員への登録希望者が未成年者、準禁治産者、禁治産者の何れかであり、登録申請の際に法定代理人または補佐人の同意等を得ていない場合

(5)その他、WEB 会員への登録希望者が第 11 条に定める WEB 会員登録資格の停止、抹消の事由の何れかに該当する場合

(6)その他、WEB 会員登録者とするのが不適切であると推進協議会が判断した場合

3. WEB 会員登録者は、登録申請の際に推進協議会に届出た事項に変更があった場合は、遅滞なく推進協議会宛てに届出るものとします。

#### 第 4 条 (WEB 会員資格)

1. WEB 会員への登録希望者は第 3 条に従って登録申請を行い、所定の手続きを経て WEB 会員登録者として登録された時点をもって WEB 会員資格を取得します。

2. 前項にかかわらず、推進協議会が申請を承諾した WEB 会員が第 3 条第 2 項に定める何れかの事由に該当することが判明した場合、WEB 会員資格を取り消すことがあります。

3. WEB 会員のみが、WEB 会員サービスを利用することができます。

#### 第 5 条 (WEB 会員情報の取扱)

1. WEB 会員が登録申請の際に推進協議会に届出た事項および B M 情報ランド上での WEB 会員に対して提供するサービスに関する事項は、推進協議会のデータベースに登録されます。当該登録情報は推進協議会の所有に帰するものとします。

2. 推進協議会は、登録された情報について、個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号記載の場合、WEB 会員に対しては、登録者情報として、名称、所在地、勤務先（または自宅）の電話番号を開示することができます。

(1)WEB 会員の同意が得られた場合

(2)推進協議会が従うべき法律に基づき WEB 会員情報等の開示を要求された場合（裁判所、検察庁、警察などの法的機関による場合のみ）

(3)WEB 会員に対して申請の確認等のために提供する場合

## 第6条（WEB会員への通知方法）

- 1．推進協議会からWEB会員に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、WEB会員が第3条に基づき推進協議会に届出たアドレス宛の電子メール、BM情報ランド上の一般掲示、その他推進協議会が適当と認める方法により行います。
- 2．前項の通知が電子メールで行われる場合、推進協議会は、WEB会員宛に電子メールを発信し、WEB会員のメールサーバーに到着したことをもってWEB会員への通知が完了したものとみなします。
- 3．WEB会員は、推進協議会の発信するBM情報ランドの利用に関する電子メールを遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、WEB会員が電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して確認することをいいます。
- 4．第1項の通知がBM情報ランド上の掲示により行われる場合、当該通知がBM情報ランド上に掲示され、WEB会員がBM情報ランドにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもってWEB会員への通知が完了したものとみなします。

## 第7条（IDおよびパスワードの管理）

- 1．WEB会員は、BM情報ランド上のサービスの提供を受けるためには、登録申込時に推進協議会からお知らせするIDとWEB会員が設定するパスワードを使用するものとします。WEB会員は、パスワードについてのみ、WEB会員情報の変更手続によって変更することができます（IDは変更できません）。
- 2．WEB会員は、登録申込後、推進協議会がWEB会員に付与するIDおよびWEB会員が設定するパスワードの管理責任を負うものとします。
- 3．WEB会員は、そのIDおよびパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等いかなる処分もしてはならないものとします。
- 4．IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、WEB会員が負うものとし、推進協議会は一切責任を負いません。
- 5．WEB会員は、そのIDもしくはパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに推進協議会にその旨を、直接的かつ即時的な手段により連絡するとともに、推進協議会からの指示がある場合には、これに従うものとします。

## 第8条（WEB会員登録料）

- 1．WEB会員の登録料は無料とします。
- 2．推進協議会は、WEB会員登録料の改定を行う場合、改訂予定日から3カ月前までに通知することによって、WEB会員登録料の改定を行うことができます。

## 第9条（登録取消し）

- 1．WEB会員が登録を取り消す場合には、月末をもって取り消すものとし、取り消し希望日の1カ月前までに推進協議会に届出るものとします。
- 2．WEB会員が登録を取り消したときは、BM情報ランドの利用に関する一切の権利、特典を失

うものとし、また、登録の取り消しに伴って、推進協議会に対して何らの請求権を取得するものではありません。

3. WEB 会員が死亡または解散した場合、その時点で登録を取り消したものとみなします。

#### 第10条（WEB 会員資格の停止・抹消）

1. WEB 会員が以下の事由の何れかに該当する場合、推進協議会は、WEB 会員に何ら事前の通知または催告をすることなく、WEB 会員資格を一時停止し、または抹消することができます。

- (1)第3条第2項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合
- (2)IDまたはパスワードを不正に使用し、または使用させた場合
- (3)推進協議会や他のWEB 会員、または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害した場合、あるいは侵害するおそれが明確になった場合
- (4)BM情報ランド上で提供する情報を推進協議会の承諾を得ることなく改変した場合
- (5)WEB 会員として有する権利を、第三者に使用させたり、あるいは譲渡、名義変更、売買、質権の設定、その他担保に供するなどの行為を行った場合
- (6)不正の目的をもってBM情報ランド上で提供するサービスを利用した場合
- (7)手段を問わず、BM情報ランドの運営を妨害した場合
- (8)その他、本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (9)WEB 会員について、差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、特別清算、会社更正等の申し立てがなされた場合
- (10)その他、WEB 会員として不適格と推進協議会が判断した場合

2. WEB 会員としての登録を抹消された場合には、当該WEB 会員登録情報の削除およびWEB 会員サービスの停止の他、WEB 会員がバナー広告を掲載している場合には広告の掲載を中止します。

3. WEB 会員としての登録を抹消された場合、当該WEB 会員は、推進協議会に対する債務の全額を直ちに支払うものとし、また、推進協議会は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとし、

#### 第11条（WEB 会員サービス）

推進協議会がBM情報ランドで提供するサービスは次のとおりです。

料金	WEB 会員サービス
登録料 無料	(1) ニュース・イベントニュースへの投稿 (2) メールマガジンへの投稿 (3) クローズアップ掲載料金割引（料金は別途規程に基づく） (4) 登録サイトとのリンク (5) バナー広告掲載料金割引(料金は別途規程に基づく) (7) その他、BM 情報ランドにおいて推進協議会が別に定めるサービス

#### 第12条（WEB会員サービスの変更）

1. 推進協議会は、WEB会員に事前に通知することなく、WEB会員サービスの内容を変更することがあります。
2. WEB会員サービスの内容の変更に伴い、WEB会員に不利益、損害が発生した場合、推進協議会はその責任を負わないものとします。

#### 第13条（WEB会員サービスの中断、停止）

1. 推進協議会は、以下の何れかの事由に該当する場合、WEB会員に事前に通知することなくWEB会員サービスの一部もしくは全部を中断、または停止することがあります。
  - (1)WEB会員サービスの提供のための装置、システムの保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合
  - (2)火災、停電、天災などの不可抗力により、WEB会員サービスの提供が困難な場合
  - (3)BM情報ランドが加盟するプロバイダーが役務を提供できない場合
  - (4)その他、運用上あるいは技術上、推進協議会がWEB会員サービスの中断、もしくは停止が必要であるか、または不測の事態によって推進協議会がWEB会員サービスの提供が困難と判断した場合
2. 推進協議会は、WEB会員サービスの提供の中断、停止等の発生により、WEB会員または第三者が被ったいかなる不利益や損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条（損害賠償）

1. WEB会員サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、WEB会員サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他WEB会員サービスに関連して発生したWEB会員または第三者の損害について、別途定めがある場合を除き、推進協議会は一切の責を負わないものとします。
2. WEB会員がWEB会員サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、WEB会員は自己の責任と費用をもって解決し、推進協議会に損害を与えることのないものとします。
3. WEB会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって推進協議会に損害を与えた場合、推進協議会は当該WEB会員に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。

#### 第15条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合、推進協議会事務局の所在地（東京都荒川区）を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上